

# 現代アメリカ連邦政府による学校改善支援政策の 特質に関する予備的考察

－連邦教育省刷新・改善室を事例として－

An Preliminary Study on the Characteristic about School Improvement Support  
Policy by the Present US Federal Government – the Case of the Office of  
Innovation and Improvement in the US Department of Education –

吉田 武 大\*  
Takehiro YOSHIDA

## Abstract

The purpose of this investigation is to analyze the characteristics about school improvement support policy by the contemporary US federal government preliminarily, focusing on the case of the Office of Innovation and Improvement (OII) in the US Department of Education.

Previous studies have examined the outline and formation process of school improvement support policy by US federal government. A few of these studies have referred to the concrete characteristic of this policy. However, these studies have not considered the whole characteristics of the school improvement support policy.

In this research, the characteristics of the aid by OII were analyzed. The obtained results are as follows;

1. OII was the only organization which had the main the main responsibility of giving aid to innovative trial in the US Department of Education.
2. OII mainly gave the aid for the educational program, but had other responsibilities such as giving aid for educational facilities.
3. The characteristic of the aid by OII was mainly competitive and discretionary.
4. Most of the aids by OII were based on the No Child Left Behind Act. The rest of aids were based on the other laws, such as American History and Civics Education Act of 2004, and American Recovery and Reinvestment Act of 2009.

キーワード：アメリカ連邦政府, 学校改善支援政策, 刷新・改善室

---

\* 関西国際大学教育学部

## I はじめに

本稿の目的は、アメリカ連邦政府の一部局である連邦教育省刷新・改善室（Office of Innovation and Improvement, 以下、OII）による補助金事業を事例として、現代アメリカ連邦政府による学校改善支援政策の特質に関する予備的考察を行うことである。

アメリカにおいては、教育に関する第一義的権限が州政府に委ねられており、伝統的には学区を基礎とする分権的な教育行政制度が敷かれてきた。その一方で連邦政府は、例えば1958年の国家防衛教育法（National Defense Education Act）や1965年の初等中等教育法（Elementary and Secondary Education Act, 以下、ESEA）などを制定することによって、初等中等教育段階の学校改善等をねらいとした教育への関与を実施してきた。

また、1983年の『危機に立つ国家』（A Nation at Risk）の発表以降、連邦政府は学校改善を通じて全米中の子どもたちの学力向上を図るため、卒業基準の厳格化や共通テストの実施など、さまざまな施策を提言・実施することによって、州や地方の教育へ積極的に関与するに至っている。こういった傾向はジョージ・W・ブッシュ政権期の2002年に「どの子どもも落ちこぼれにしない法（No Child Left Behind Act, 以下、NCLB法）」が制定されてからより顕著になっているといえる。

以上のような連邦政府による学校改善を意図した教育への関与をめぐっては、連邦政府による教育政策の背景や変遷を考察した研究<sup>1</sup>やNCLB法の実施状況を取り上げたもの<sup>2</sup>、教育目標および教育内容の標準の枠組みを定めた連邦法案を検討した研究<sup>3</sup>、さらには連邦政府による教師の質的向上政策を取り上げたもの<sup>4</sup>など、数多くの先行研究が蓄積されてきた。

ところがこれらの先行研究とは対照的に、連邦政府がどのような性質の補助金を通じて、学校改善をねらいとした関与を州・地方レベルの教育行政機関や学校等に行っているのかに関する先行研究は極めて少なく、国内では連邦政府の人格教育（character education）に関する補助金事業の特質について言及した研究<sup>5</sup>や、1981年の連邦教育補助金制度改革における連邦政府の規制と州・地方の自由裁量の範囲をマクロに検討し、州・地方の裁量の範囲が拡大したこと等を指摘した研究<sup>6</sup>が散見される程度である。ただ、前者の研究は人格教育という特定の領域のみを対象とするにとどまっており、後者の研究は個々の補助金事業の具体的な特色について言及しているわけではない。また、海外の先行研究についても管見の限り、実証的または理論的な観点から取り上げたものはほとんどみられない。

そこで本稿では、NCLB法の制定に伴って連邦教育省内に設立されたOIIの実施する補助金事業を事例として、冒頭で設定した目的を明らかにしていくこととする。OIIは後述のように、学校改善をねらいとして、刷新的な（innovative）試みへの支援を主たる業務としていること、連邦教育省の他の部局とは異なり、組織名に「改善」という文言を含めていることを考慮するならば、学校改善支援政策の特質を浮き彫りにする上で妥当な事例であると考えられる。

これを踏まえ、次の2点の作業課題を設定する。第1に、連邦教育省におけるOIIの位置づけや業務といった組織概要を検討し、第2に、OIIによって管理運営されている学校改善に関する各補助金事業の性質を分析する。その際、連邦教育省が刊行している補助金事業のガイドブックに記載されている区分に即しつつ、法的根拠、競争性の有無、裁量性の有無、そして補助金事業への応募資格つまり補助金支給の対象という4つの観点から検討していく<sup>7</sup>。

以上の検討を通じて、学校や州・地方レベルの教育行政機関等のような学校現場またはそれに関係する組織が連邦政府のいかなる性質を有する補助金事業の下で学校改善に取り組むことが可能となっているのか、その基本的展望を明らかにしうることが研究上の意義と考えられる。

検討に際しては、主として連邦教育省の刊行した関連資料や同省のウェブサイト等を用いることとする。

## II OIIの組織概要

### 1. 連邦教育省内におけるOIIの位置づけ

連邦教育省は、カーター政権期の1979年に教育省組織法（Department of Education Organization Act）が制定されたことにより設置された。同省は、教育上の優秀性（excellence）を育み、平等なアクセスを保証することによって、子どもたちの達成度とグローバルな競争社会への準備を促進することを使命としている。この使命を具体化したものが次の7つである。

- 1) あらゆる個人に平等な教育機会へのアクセスを保証することに対する連邦政府の関与を強化すること。
- 2) 教育の質を改善するために、州、地方の学校システム、そして州のその他の機関、私立部門、公立私立の非営利の教育研究機関、コミュニティを基礎とした組織、保護者、児童生徒の努力を補うこと。
- 3) 連邦政府の教育政策において、一般公衆（public）、保護者、そして児童生徒による一層の関与を奨励すること。
- 4) 連邦政府によって支援を受けた研究、評価、そして情報共有を通じて、教育の質と有効性における改善を促進すること。
- 5) 連邦政府の教育政策の調整を改善すること。
- 6) 連邦政府の教育活動のマネジメントを改善すること。
- 7) 大統領、議会そして国民に対して、連邦政府の教育政策に関するアカウンタビリティを強化すること。

これらの使命を達成するために、連邦教育省にはさまざまな部局が置かれている。このうち、州・地方レベルの教育行政機関や学校等への補助金支給を所掌業務としているのは、2010年8月時点で次の9つの組織となっている<sup>8</sup>。まずはOIIが挙げられる。それ以外には、連邦学生援助（Federal Student Aid）、教育科学研究所（Institute of Education Science）、初等中等教育室（Office of Elementary and Secondary Education）、英語獲得室（Office of English Language Acquisition）、中等後教育室（Office of Postsecondary Education）、安全と薬物のない学校室（Office of Safe and Drug Free Schools）、特別教育・社会復帰サービス室（Office of Special Educational and Rehabilitative Services）、職業・成人教育室（Office of Vocational and Adult Education）の8つが列挙されている。これら補助金支給を行う各組織の主な業務を一覧にしたのが以下の表1である。

表1：連邦教育省ウェブサイト ([http://www2.ed.gov/about/offices/list/om/fs\\_po/index.html](http://www2.ed.gov/about/offices/list/om/fs_po/index.html) 及び <http://www2.ed.gov/about/offices/list/osdfs/index.html>, アクセス日：2013年10月27日) をもとに筆者作成

組織名	主な業務
刷新・改善室	<p>教育システムにおける刷新的な試みを支援する競争的補助金プログラムを管理し、これらの試みから得られた教訓を普及する。また、以下のことを目指すプログラムや活動の質を改善する政策を管理・調整・推薦する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定の代替ルート、アメリカ史の伝統的教育、中退防止、教育における芸術などにおいて、K-12システムを通じた刷新の支援・試行</li> <li>・計画とスタートアップ資金を通じて、また、チャータースクール施設に対する信用性の向上に対する刷新的アプローチを通じて、チャータースクールの設置を奨励</li> <li>・マグネットスクール、公立学校の選択そして非公教育を含めたオルタナティブを支援することによって、また、保護者に選択情報を提供するためにコミュニティと作業することによって、教育における保護者の選択と情報の拡大を奨励</li> <li>・非公教育コミュニティに対して、連邦教育省の連絡係および資源として奉仕</li> <li>・教育改善基金の管理</li> <li>・教育技術室に日々の管理を提供</li> </ul>
連邦学生援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中等後教育機関に在学する適格な学生に対して奨学金やローン等を支給</li> </ul>
教育科学研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学的に価値ある研究活動の実施と支援</li> <li>・教育に関して科学的に価値ある研究成果を普及</li> <li>・連邦政府内で、教育に関して科学的に価値ある研究の調整、開発、普及の促進</li> <li>・授業改善に関する研究開発、その知見の使用・適用の促進</li> </ul>
初等中等教育室	<p>以下のことを目指すプログラムの質と優秀性を改善する政策を管理・調整・推薦する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての子どもの学業達成度を改善するサービスへの平等なアクセスを保証するため、州及び地方教育行政機関を支援</li> <li>・州、地方、学校レベルでの総合的な教育改革を支援するため、州へ財政援助を実施</li> <li>・生後～小学校3年生までの全ての子どもの健康的・社会的・感情的・認知的結果の改善のために、州及び地方学区を支援</li> <li>・低い成果しかあげられていない学校を改善するために、州及び地方学区を支援</li> <li>・初等中等教育段階の教師の教育能力を改善するために、教師を支援</li> <li>・州教育行政機関の人事管理能力を強化し、州及び地方レベルでの教育改善を育成</li> <li>・財政基盤の十分ではない地方教育行政機関に財政援助を提供</li> <li>・薬物や暴力の防止活動、子どもの健康と福祉を促進する活動等に財政援助</li> <li>・学校での人種差別撤廃手続きにおいて、州及び地方教育行政機関を支援</li> </ul>
英語獲得室	<p>英語能力の十分ではない子どもや成人のために、バイリンガル教育政策を策定・普及する。また以下のプログラムの質・優秀性を改善する政策を管理・調整・推薦する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・州・地方教育委員会による体系的な改革を支援</li> <li>・連邦教育省の資源にアクセスするために、州教育委員会の能力開発を支援</li> <li>・質の高い教育を提供するため、地方教育委員会の能力開発を支援</li> <li>・質の高い外国語プログラムを提供するため、州・地方教育委員会の能力開発を支援</li> <li>・教師や校長等に対する職能開発プログラムを策定するため、高等教育機関を支援</li> <li>・関係するデータベースを連邦教育省の関連部局や教育コミュニティと共有</li> <li>・初等中等教育室へ技術的な支援を提供</li> </ul>
中等後教育室	<p>以下のことを目指すプログラムの質と優秀性を改善する政策を管理・調整・推薦する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中等後教育機関に在学している適格な学生に財政援助を提供</li> <li>・適格な機関への財政援助の提供を通じて、中等後教育の施設とプログラムを改善</li> <li>・中等後教育プログラムの成功裏の修了に向けて、不利な立場にある学生を支援</li> <li>・外国語や国際情勢の国内での学習を促進し、国際教育の研究と留学を支援</li> </ul>

安全と薬物のない 学校室	<p>以下のことを目指すプログラム及び活動の質と優秀性を改善する政策を管理・調整・推薦する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物・暴力の防止活動と福祉を促進する活動に財政援助を提供</li> <li>・薬物・暴力の防止に関する連邦教育省の政策や法制的提案の策定に参画</li> <li>・薬物・暴力の防止に関する省庁間の委員会や組織に参画</li> <li>・連邦政府の他部局とともに、薬物・暴力の防止に関する国家レベルの研究計画の開発に参画</li> <li>・人格教育・市民性教育に関する連邦教育省のプログラムを管理</li> </ul>
特別教育・社会復帰 サービス室	<p>以下のことを目指すプログラムの質と優秀性を改善する政策を管理・調整・推薦する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別教育を通じて、障害を有する子どもの十全な潜在能力を開発</li> <li>・職業的社会復帰サービスを通じて、依存を減らし、障害者の能力を開発</li> <li>・社会復帰の実演活動や特別教育の研究等を通じて、障害者に対するサービス給付に関する知識を増加させ、同サービスにおける刷新を育成し、改善</li> <li>・障害者に影響を与えるプログラムや法律に関する情報等を普及</li> </ul>
職業・成人教育室	<p>以下のことを目指すプログラムの質と優秀性を改善する政策を管理・調整・推薦する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア・技能教育等を通じて中等後教育とその後のキャリアに向けて生徒を準備</li> <li>・読み書き能力向上の機会を成人に提供</li> <li>・ハイスクールやコミュニティカレッジ、成人教育における学習者の学業成績の向上に効果的な実践の解明と普及を促進し、研究上の投資を先導</li> <li>・中等後教育や職業生活に向けて若者や成人を準備させるプログラムを実現させるために、連邦・州・地方間の連携を促進</li> <li>・不利な立場にある人々等に対するキャリア・技能教育、成人教育へのアクセス保証</li> <li>・教育方法論と教育技術の実践を促進</li> </ul>

以上の表1のうち、OIIについては、主として教育システムにおける刷新的な試みを支援する業務と、それらの試みから得られた教訓を広く普及する業務が挙げられている。ただ、後者の普及という業務については、教育科学研究所や、特別教育・社会復帰サービス室そして職業・成人教育室でも実施されていることから、前者の刷新的な試みを支援する業務がOIIに独自のものであるといえよう。

## 2. OIIの具体的業務

OIIは、NCLB法の制定を受けて、2002年12月に約20億ドルの予算と約100名のスタッフを伴って設立された、連邦教育省のなかでは比較的新しい組織である。

OIIの責任者は刷新・改善副長官補佐（The Assistant Deputy Secretary for Innovation and Improvement）である。同副長官補佐は、保護者の学校選択を拡大するような改革を含む連邦政府の教育政策について、教育省長官に対する主な助言者として貢献する役割を担っている。同副長官補佐の下、OIIには6つの補助金事業を運営する組織、つまり、保護者の選択と情報（Parental Options and Information, 以下、POI）、教師の質プログラム（Teacher Quality Programs, 以下、TQP）、改善プログラム（Improvement Programs, 以下、IP）、刷新への投資（Investing in Innovation, 以下、II）、チャータースクールプログラム（Charter School Programs, 以下、CSP）、そして非公教育室（Office of Non-Public Education, 以下、ONPE）が置かれている。

まずはこれらの組織に共通する業務をみていこう。ONPE以外では、関連法制的提案、補助金事業に関する規則や方針の策定、補助金事業の管理に関する目標等の設定、教育コミュニティ等へのリーダーシップ及び情報の提供、補助金受領者の選定、補助金申請者に対する技術的支援、

申請書に記載された計画の達成を促進するための管理と補助金受領者へのガイダンス等が共通した業務となっている。また、POI, TQP, IP, CSP では、補助金受領者による刷新的な取り組みを厳密に評価し、そこで得られた成果を関連部局と共有するためのガイダンスと手続きを開発すること、教育科学研究所の教育評価センターと連携しながら各組織による補助金プログラムの選定数に関する評価を行うこと、そしてこの評価結果から得られた知見を関連部局や教育現場に普及することも業務として挙げられている。このように、組織を越えて共通する業務としては、補助金支給に関する手続き的な事項が主となっていることがうかがえる。

次に、各組織に特有の業務について確認していくこととする。

第1にPOIである。POIは、チャータースクールやマグネットスクール、そして公立学校の選択を含めた教育上のオルタナティブを支援し、学校選択に関する情報を保護者へ効果的に提供するコミュニティ組織を支援するような連邦教育省の取り組みを管理する。POIは、既に終了した補助金事業も含め、次のような補助金事業を管理している。

- ・ワシントン DC における学校選択奨励プログラム (DC School Choice Incentive Program)
- ・フルサービスコミュニティスクールプログラム (Full-Service Community School Program)
- ・マグネットスクール支援 (Magnet School Assistance)
- ・有望な近隣 (Promise Neighborhoods)
- ・自発的な公立学校の選択 (Voluntary Public School Choice Program)

ここからは、学校選択に関する保護者への情報提供に関する支援が主な役割となっていることがうかがえる。なお、これらの他に、POIは、連邦議会によって指定された、POIの所掌業務と関連する補助金事業も管理している。

第2にTQPである。TQPは、教師と校長の質に関する刷新を支援し、試みるような連邦教育省の取り組みを管理している。具体的には、既に終了した補助金事業も含め、以下のような事業を管理している。

- ・アメリカ史の教育 (Teaching American History)
- ・教育への移行 (Transition to Teaching)
- ・軍人から教師へのプログラム (Troops to Teachers)
- ・スクールリーダーシッププログラム (School Leadership Program)
- ・全米ライティングプロジェクト (National Writing Project)
- ・先進的な証明あるいは認定 (Advanced Certification or Advanced Credentialing)
- ・教師の質に関するパートナーシッププログラム (Teacher Quality Partnership Program)

これらの事業からは、教師や校長を対象として、その質を向上させるような教育プログラムに関する支援が主となっていることがうかがえる。

第3にIPである。IPは、幼稚園からハイスクールまでの教育システムを通じた刷新を支援し、試みるような連邦教育省の取り組みを管理している。IPは、教育において潜在的可能性を秘めた刷新的な取り組みを支援し、評価することによって、冒険的な慈善事業 (venture philanthropy) を実践するとされている。具体的には、既に終了した補助金事業も含め、次のような事業を管理している。

- ・経済教育における優秀性 (Excellence in Economics Education)
- ・教育における芸術－モデル開発と普及のための補助金プログラム－ (Arts in Education -

Model Development and Dissemination Program)

- 教育における芸術－芸術教育者に対する職能開発－ (Arts in Education – Professional Development for Arts Educators)
- 読解は基礎 (Reading is Fundamental)
- 連帯感醸成プログラム (Close-Up Fellowship Program)
- アラスカネイティブ、ネイティブハワイアンそしてマサチューセッツにおける歴史的捕鯨及び貿易パートナーのための教育的・文化的徒弟及び交換プログラム (Educational, Cultural, Apprenticeship, and Exchange Programs for Alaska Natives, Native Hawaiians, and Their Historical Whaling and Trading Partners in Massachusetts)
- 女性の教育上の公正さ (Women’s Educational Equity)

これらの事業からは、子どもを対象とした教育プログラムに関する支援が主となっていることがうかがえる。なお、これらの他に、IP は、連邦議会によって指定された、IP の所掌業務と関連する補助金事業も管理している。

第4にIIである。IIは、教育改善基金－国家的重要性プログラム－ (Fund for the Improvement of Education-Programs of National Significance-)、刷新への投資基金 (Investing in Innovation Fund)、テレビで学習の用意 (Ready to Learn Television) といった補助金事業を管理している。

このうち、教育改善基金－国家的重要性プログラム－は、文字通り、連邦政府にとって国家的に重要と認識された教育プログラムを管理している。また、刷新的基金における投資では、児童生徒の達成度や成長を改善し、達成度をめぐる格差を縮め、ハイスクールの卒業率を高めたり、カレッジの入学率と卒業率を増加させるような教育プログラムを管理している。そしてテレビで学習の用意では、学校での学習のレディネスを促進するような教育テレビなどのデジタルメディアを活用した教育プログラムを管理する。

このように、IIも教育プログラムに関する支援を主として実施していることが看取される。

第5にCSPである。CSPは、チャータースクールのような、教育上のオルタナティブを支援する連邦教育省の取り組みを管理している。具体的には、既に終了した補助金事業も含め、次のような事業を管理している。

- チャータースクールプログラム州教育行政機関 (Charter School Program State Educational Agencies)
- チャータースクールプログラム非州教育行政機関 (Charter School Program Non-State Educational Agencies)
- チャータースクール非州教育行政機関普及補助金 (Charter School Program Non-State Educational Agencies Dissemination Grant)
- 質の高いチャータースクールの複製と拡大のためのチャータースクールプログラム (Charter School Program Grants for Replications and Expansion of High-Quality Charter Schools)
- チャータースクール施設に対する信頼度向上プログラム (Credit Enhancement for Charter School Facilities Program)
- 全米リーダーシップ活動補助金 (National Leadership Activities Grant)
- 州チャータースクール施設奨励補助金 (State Charter School Facilities Incentive Grants)

ここからは、チャータースクールの施設に関する支援や、チャータースクールの設置自体を普及することが主たる援助内容となっていることが看取される。なお、これらの他に、CSP は、連邦議会によって指定された、CSP の所掌業務と関連する補助金事業も管理している。

第6にONPEである。ONPEは連邦教育省の実施する補助金事業全てに対して、私立（private）の児童生徒と教師の参加を保証する責務を有している。また、私立の児童生徒と教師に対する連邦政府の補助金事業のあり方を検討するとともに、その利便性を強化するよう、法律や規則等の変更を刷新・改善副次官（The Deputy Under Secretary for Innovation and Improvement）を通じて教育省長官に推薦する責務も担っている。具体的には、次のような業務を担当している。

- ・私立教育機関に在学する児童生徒が教育プログラムへ参加するに際して必要な手続きを設定する
- ・私立教育機関に在学する児童生徒や教師の参加状況に関するデータの必要性を明確化した上で、関連するデータを分析し、情報提供を行う。
- ・ガイドラインと手続きを策定し、私立の児童生徒へのバイパスサービス（bypass service）に関する全ての契約を審査する。

このようにONPEでは、手続きの策定やデータの分析・提供といった業務が中心となっているなど、その役割が他の組織とは大きく異なっている点が特徴的である。

### III OII による補助金事業の特質

本節では、ONPEを除くOIIの5つの組織を対象としながら、表2をもとに、これらの組織が運営している、そして運営していた合計39の補助金事業について、法的根拠、競争性の有無、裁量性の有無、補助金支給の対象の4つの観点から検討していく。

表2：連邦教育省ウェブサイト

(<http://www2.ed.gov/about/offices/list/oii/programs-by-subject.html>：アクセス日 2013年10月27日) をもとに筆者作成

No.	補助金事業の名称	法的根拠	競争性の有無	裁量性の有無	支給の対象
1	教育における芸術	NCLB 法, Title V, Part D, Subpart 15	×	未記載	ジョン・F・ケネディセンター, VSA の2機関のみ
2	教育における芸術－モデル開発と普及のための補助金プログラム－	NCLB 法, Title V, Part D, Subpart 15	○	○	(1)LEA, (2) 非営利組織
3	教育における芸術－芸術教育者に対する職能開発－	NCLB 法, Title V, Part D, Subpart 15	○	○	LEA
4	チャータースクールプログラム州教育行政機関	NCLB 法, Title V, Part B, Subpart 1	○	○	チャータースクールの設置を州法で授権されている42州及びワシントンDCにおけるSEA
5	チャータースクールプログラム非州教育行政機関	NCLB 法, Title V, Part B, Subpart 1	○	○	教師, 管理者, 学校スタッフ, 保護者, チャータースクールプロジェクトが遂行される地域住民等の個人あるいはその集団
6	チャータースクールプログラム非州教育行政機関普及補助金	NCLB 法, Title V, Part B, Subpart 1	○	○	個々のチャータースクール
7	質の高いチャータースクールの複製と拡大のためのチャータースクールプログラム	NCLB 法, Title V, Part B, Subpart 1	○	○	(1) 非営利のチャーターの管理組織, (2) その他非営利組織



現代アメリカ連邦政府による学校改善支援政策の特質に関する予備的考察

8	チャータースクール施設に対する信頼度向上プログラム	NCLB 法 , Title V, Part B, Subpart 2, Section 5222	○	○	(1)州政府・地方政府のような公的機関, (2)民間の非営利組織あるいはそうした組織のコンソーシアム
9	全米リーダーシップ活動補助金	NCLB 法 , Title V, Part B, Subpart 1, Section 5205	○	○	(1)チャータースクールの設置を州法で授権されている SEA, LEA, (2)非営利のチャーターの管理組織を含む, 公立・民間の非営利組織
10	州チャータースクール施設奨励補助金	NCLB 法 , Title V, Part B, Subpart 1, Section 5205b	○	○	SEA
11	フルサービスコミュニティスクールプログラム	NCLB 法 , Title V, Part D, Subpart 1	○	○	LEA, 1つかそれ以上の地域を基礎とした組織, 非営利組織あるいはその他公立・民間の機関から構成されるコンソーシアム
12	有望な近隣	NCLB 法 , Title V, Part D, Subpart 1	○	○	(1)非営利組織, (2)高等教育機関, (3)ネイティブアメリカン
13	経済教育における優秀性	NCLB 法 , Title V, Part D, Subpart 13, Sec. 5531-5537	○	○	非営利組織
14	アメリカ史・公民アカデミー	2004年アメリカ史・公民教育法	○	○	(1)高等教育機関, (2)非営利組織, (3)その他の組織や行政機関
15	アメリカ史の教育	NCLB 法 , Title II, Part C, Subpart 4	○	○	LEA
16	刷新的基金における投資	(1)アメリカ再生・再投資法, Title XIV, Section 14007 (2)統合歳出法, Division D, Section 307	○	一部○	(1)LEA, (2)非営利組織
17	保護者の情報と資源センター	NCLB 法 , Title V, Part D, Subpart 16	○	○	非営利組織
18	ワシントンDCにおける学校選択奨励プログラム	2003年ワシントンDC学校選択奨励法(2011年に機会と結果に対する奨学金法へ継承)	○	○	(1)非営利組織, (2)その他の組織や行政機関
19	マグネットスクール支援	NCLB 法 Title V, Part C	○	○	LEA
20	自発的な公立学校の選択	NCLB 法 , Title V, Part B, Subpart 3	○	○	(1)LEA, (2)SEA
21	連帯感醸成プログラム	NCLB 法 , Title I, Part E, Sec. 1504	×	○	醸成財団のみ
22	アラスカネイティブ, ネイティブハワイアンそしてマサチューセッツにおける歴史的捕鯨及び貿易パートナーのための教育的・文化的徒弟及び交換プログラム	NCLB 法 , Title V, Part D, Subpart 12	×	未記載	本プログラムに関する特定機関, あるいは, これら機関のコンソーシアム
23	教育改善基金-国家的に重要なプログラム-	NCLB 法 , Title V, Part D, Subpart 1, Secs. 5411-5414	○	○	(1)高等教育機関, (2)LEA, (3)非営利組織, (4)その他の組織や行政機関, (5)SEA
24	高い質の補充教育サービスと放課後パートナーシップの実演	NCLB 法 , Title IV, Part B など	○	○	21世紀コミュニティ学習センターの地域補助金の受領者
25	読解は基礎-低価格の本配布プログラム-	NCLB 法 , Title V, Part D, Subpart 5, Sec. 5451	×	未記載	読解は基礎株式会社のみ
26	女性の教育上の公正さ	NCLB 法 , Title V, Part D, Subpart 21	○	○	(1)個人, (2)高等教育機関, (3)LEA, (4)非営利組織, (5)その他の組織や行政機関, (6)SEA
27	先進的な証明あるいは認定	NCLB 法 , Title II, Part A, Subpart 5, Section 2151(e)	×	未記載	(1)LEA, (2)SEA, (3)1つかそれ以上の LEA あるいは SEA との連携において認定された組織等の非営利組織
28	スクールリーダーシッププログラム	NCLB 法 , Title II, Part A, Subpart 5	○	○	(1)高等教育機関, (2)LEA, (3)非営利組織

29	教師の質に関するパートナーシップ補助金プログラム	高等教育法, Title II (2008年に高等教育機会法へ継承)	○	○	以下の各組織を必ず含む連携機関。(a) 高度の必要性を有するLEA, (b) 高度の必要性を有する学校あるいはそのコンソーシアム, あるいは、高度の必要性を有する乳幼児教育プログラム, (c) 連携する機関, (d) 学校, 行政機関, 連携する機関内の教育プログラム, (e) 学校, 連携する機関内の芸術・科学行政庁, (f) その他
30	軍人から教師へのプログラム	NCLB 法, Title II, Part C, Subpart 1, Chapter A, Secs. 2301-2307	○	○	アメリカ軍に所属していた者
31	教育への移行	NCLB 法, Title II, Part C, Chapter B	○	○	(1) 高等教育機関, (2)LEA, (3) 非営利組織, (3)SEA
32	効果的な教育者開発を支援する補助金プログラム	2012年連邦教育省歳出法, Division F, Title III	○	○	全米規模の非営利組織
33	テレビで学習の用意	NCLB 法, Title II, Subpart 3, Sec. 2431	○	○	非営利組織
34	教育への準備補助金プログラム	NCLB 法, Title V, Part D, Subpart 8, Secs. 5481-5485	○	○	非営利組織
35	スタースクールプログラム	NCLB 法, Title V, Part D, Subpart 7, Secs. 5471-5477	○	○	州全体あるいは複数の州に渡って設立された以下の組織。 (1) 教育機関や教師研修センター等によって提供される教育機会を向上させるために、遠距離通信ネットワークを開発し、管理する目的で設立された公的行政機関あるいは民間企業, (2) 通信サービスを提供し、少なくとも以下の3つ以上の組織から成る連携機関, (a)LEA, (b) SEA, (c) 成人・家庭教育プログラム, (d) 高等教育機関あるいは州高等教育委員会, (e) 教師研修センターあるいはアカデミー, (f) 遠距離通信ネットワークの計画と運営に関して実績と専門知識を備えた公立私立の機関, (g) 公立私立の初等中等学校
36	全米ライティングプロジェクト	NCLB 法, Title II, Part C, Subpart 2, Secs. 2331-2332	×	未記載	カリフォルニア州パークリーにある非営利教育組織の全米ライティングプロジェクトのみ
37	危機に立つ子どもや若者に対する文化的パートナーシップ-教育における芸術-	NCLB 法, Title V, Part D, Subpart 15	○	○	子どもたちの75%以上が低所得層出身である学校を代表して申請している LEA。なお、少なくとも、高等教育機関, 博物館, 地方芸術行政機関あるいは文化施設のいずれかと連携していること
38	アメリカ史・公民教育プログラムに対する大統領アカデミー	2004年アメリカ史・公民教育法	○	○	高等教育機関, 博物館, 図書館, その他公立私立の機関・組織あるいはこれらのコンソーシアム
39	技術的革新への挑戦補助金プログラム	1965年初等中等教育法 (NCLB 法には継承されず)	○	○	LEA

### 1. 法的根拠

39の補助金事業のうち、約8割と大半を占める32の補助金事業はNCLB法に法的根拠を有している。このことはいうまでもなく、OIIがNCLB法の制定に伴って設立されたことと密接に関連している。これらがNCLB法のどのタイトル(Title)等に根拠を有しているのかについては、次の通りとなっている。つまり、最も多い23の事業が、タイトルV「詳しい情報に基づく保護者の

選択と刷新的なプログラムの促進」に根拠を有している。次に7つの補助金事業がタイトルII「高い質の教師と校長の養成・研修・採用」のパート（Part）A「教師・校長の養成・採用基金」に根拠を有している。そして、タイトルI「不利な立場にある子どもたちの学業の達成度の改善」とタイトルIV「21世紀の学校」が1つずつとなっている。

それ以外の補助金事業については、2004年アメリカ史・公民教育法（American History and Civics Education Act of 2004）が2つ、2009年アメリカ再生・再投資法（American Recovery and Reinvestment Act of 2009）、2010年統合歳出法（Consolidated Appropriations Act of 2010）、2003年ワシントンDC学校選択奨励法（DC School Choice Incentive Act of 2003）<sup>9</sup>、2012年連邦教育省歳出法（Department of Education Appropriations Act of 2012）、高等教育法<sup>10</sup>、そしてESEAがそれぞれ1つずつとなっている。

以上のように、OIIの補助金事業の大半は、OII設立の契機となったNCLB法に根拠を有していたが、高等教育関連の法規やオバマ政権期に制定された2009年アメリカ再生・再投資法などにも法的根拠を有していた。

## 2. 競争性

33の補助金事業が競争的な補助金となっている一方で、6つの補助金事業は非競争的、つまり補助金の支給先が特定されたものとなっている。これら6つの事業は、OIIの主な業務であった競争的な補助金の支給という点からすると例外的なものとして位置づけることができる。なお、これらの補助金事業のなかには、連邦議会によって支給先があらかじめ指定されているものもみられた。

## 3. 裁量性

裁量性について、記載がなかった5つの補助金事業以外では、補助金の受領者に認められている。刷新的な取り組みを推進するにあたって、連邦教育省が用途を細かく定めずに補助金を受領する側に裁量を認めていることは、学校などの教育機関が自律的に学校改善を進めていくに際して注目に値すべきことと考えられる。

## 4. 支給の対象

支給の対象としては、地方教育行政機関（Local Education Agency, 以下、LEA）、州教育行政機関（State Education Agency, 以下、SEA）といった州・地方レベルの教育行政機関、チャータースクール、高等教育機関、そして、非営利組織やその他の機関にとどまらず、民間企業さらには教師などの個人も含まれるなど、多様な対象が設定されている。これらのうち、公教育の管理運営を担う州・地方レベルの教育行政機関や学校ではなく、非営利組織が20と最も多くの補助金事業で対象として設定されていた。次いでLEAが17の補助金事業で、SEAが9つの事業で、それぞれ対象とされていた。また、高等教育機関も8つの補助金事業で対象として位置づけられていた。このように、刷新的な教育改善を進めるために、学校や州・地方レベルの教育行政機関以外の多様な組織や個人にも支給を認めている点が注目される。

### Ⅲ おわりに

これまで、連邦教育省の一部局である OII を対象として、その管理運営する補助金事業について検討してきた。その結果、学校改善支援政策の特質は次の 4 点にまとめられる。

第 1 に、連邦教育省において、OII は主な業務として刷新的な取り組みに対する支援を行う唯一の組織であったということである。連邦教育省には多数の部局が配置されていた。そのようななかで、OII は州・地方レベルの教育行政機関や学校等への補助金支給を担当する 9 つの組織の 1 つとして位置づけられ、州・地方レベルの教育行政機関や学校等の実施する刷新的な試みに対する支援を主たる業務としていたのであった。

第 2 に、OII は主に刷新的な教育プログラムに対する補助金を支給しつつ、それ以外の業務も担っていたということである。OII 内には補助金事業を実施する 6 つの組織が設けられていた。このうち半数である 3 つの組織、つまり、TQP, IP, II は教育プログラムへの支援を実施していた。その一方で、それ以外の組織では、学校施設に関する支援や学校設置の普及、情報提供、そして手続きの策定やデータの分析・提供など、教育プログラムの管理とは異なる業務を担当していた。

第 3 に、OII の補助金事業は一部を除いて競争的であり、かつ、裁量性も有するものであったということである。OII は刷新的な試みを支援する競争的補助金事業の管理運営を主たる業務としていた。ただし、補助金の種類によっては、連邦議会によってあらかじめ補助金の受領者が指定されているなど、非競争的なものも一部にみられた。また裁量性について、明記されていなかったもの以外では全て、補助金の受領者に裁量性が認められるなど、刷新的な試みを連邦政府主導ではなく、州・地方レベルの教育行政機関や学校、非営利組織等の主導に委ねていたのであった。

第 4 に、OII の管理する補助金事業の大半は NCLB 法に根拠を有していたということである。本稿で分析の対象とした 39 の補助金事業のうち、約 8 割を占める 32 の事業が NCLB 法に根拠を有していた。残り 7 つの事業については、2004 年アメリカ史・公民教育法や 2009 年アメリカ再生・再投資法、2010 年統合歳出法など様々な法律を根拠としていた。

最後に、本稿に残された課題は次の通りである。

まず、OII の管理運営する補助金事業の詳細な実態を分析することである。本研究では、主として OII のウェブサイトや連邦教育省の関連資料を手がかりとして、法的根拠、競争性や裁量性の有無、補助金支給の対象といった形式的側面を分析するにとどまり、例えば裁量性といっても、どの程度の裁量性が補助金の受領者に認められているのか等を明らかにするには至らなかった。こういった点を緻密に分析することで、OII の補助金事業の特質をより明瞭に浮かび上がらせることが可能となる。

次に、連邦教育省の他部局における補助金事業の特質を検討することである。例えば、中等後教育室の一部局である中等後教育改善基金 (Fund for the Improvement of Postsecondary Education) では、OII と類似した特質を有する補助金を支給していた<sup>11</sup>。ここからは、本稿で明らかにした補助金事業の特質が OII という一部局のみに限定されたものではないことが推察される。そこで上記の課題を検討することによって、連邦教育省に通底する補助金事業の特質を明らかにしようと考える。

そして連邦教育省による補助金事業の変遷を分析することである。本稿では、連邦教育省による学校改善に関する補助金事業を定点的に分析したにとどまり、上述のような補助金事業がいか

なる背景のもとで制度化され、どのように移り変わっていったのかを明らかにするには至らなかった。これらの変遷を検討することによって、連邦政府による教育への動的な関与が明らかになる。

#### 【脚注】

- 1 吉良直「どの子も置き去りにしない（NCLB）法に関する研究－米国連邦教育法の制定背景と特殊性に着目して－」『教育総合研究：日本教育大学院大学紀要』2号，55－70頁，2009年，湯藤定宗「アメリカ合衆国における教育改革に関する一考察－ミネソタ州を事例として－」『帝塚山学院大学研究論集 文学部』43号，89－102頁，2008年，小池正春「アメリカの教育改革の中で－メリーランド州プリンス・ジョーンズ群の取り組み－」『早稲田教育評論』18巻1号，133－150頁，2004年，永峰卓夫「アメリカ連邦政府による教育支援－理念と実践－」『日本教育政策学会年報』10号，103－120頁，2003年など。
- 2 新井秀明「アメリカにおける教育機会格差と教育行政課題－No Child Left Behind 法の実施状況とかわって－」『日本教育行政学会年報』35号，239－242頁，2009年。
- 3 本多正人「米国の教育改革と新連邦主義－「アメリカ教育法」案の検討を中心に－」『季刊教育法』98号，82－90頁，1994年。
- 4 小野瀬善行「アメリカ初等中等教育法改正法（2001）における教師の質的向上戦略」『教育制度研究紀要』4号，63－74頁，2003年。
- 5 住岡敏弘「アメリカ合衆国における連邦政府による人格教育政策の特質」『宮崎公立大学人文学部紀要』16巻1号，89－103頁，2009年。
- 6 笹沙知章「アメリカにおける連邦教育補助金改革－1981年教育統合改善法制定の意義－」『京都大学教育学部紀要』37号，279-287頁，1991年。
- 7 連邦教育省の刊行したガイドブックによれば，補助金の性質を表す項目として，次のようなものが挙げられている。つまり (1) 名称 (program title)，(2) 番号 (CFDA #, or ED#)，(3) 補助金事業の担当組織 (Administering Office)，(4) 応募資格 (Who May Apply)，(5) 現在の申請状況 (Current Competitions)，(6) 援助形態 (裁量性・競争性等) (Type of Assistance)，(7) 歳出額 (appropriations)，(8) 当該会計年度における補助金情報 (Fiscal Year 2010 Awards Information)，(9) 根拠となる法律 (Legislative Citation)，(10) 根拠となる規則 (Program Regulations)，(11) 補助金事業の概要 (Program Description)，(12) 補助金事業のタイプ (Types of Projects)，(13) 補助金支給の対象となる学校段階 (Education Level)，(14) 補助金事業の主題に関するインデックス (Subject Index)，(15) 問い合わせ先 (Contact Information)，(16) 関連するウェブサイト (Links to Related Web Sites) である。(Office of Communications and Outreach, *Guide to US Department of Education Programs-fiscal year 2010-*, 2010.)
- 8 *Ibid.*, p.xix.
- 9 2011年に機会と結果に対する奨学金法 (Scholarships for Opportunity and Results Act of 2011) へ引き継がれている。
- 10 2008年に高等教育機会法 (The Higher Education Opportunity Act) へ引き継がれている。
- 11 吉田武大「アメリカ連邦政府における創設期中等後教育改善基金の法制的特質－1972年教育改正法と連邦規則集を手がかりとして－」『関西国際大学紀要』第12号，75 - 87頁，2011年。

#### 【引用・参考文献・URL】

- 1) Office of Communications and Outreach, *Guide to US Department of Education Programs-fiscal year 2010-*, 2010.
- 2) US Department of Education, *Overview of the U.S. Department of Education*, 2010.
- 3) US Department of Education, *Helping families by supporting and expanding school choice*, 2008.
- 4) US Department of Education, *Nonpublic Education-a vital part of U.S. K-12 education-*, 2008.

- 5) <http://www.ed.gov/edblogs/oii/oii-program-offices/> (アクセス日：2013年10月27日)
- 6) [http://www2.ed.gov/about/offices/list/om/fs\\_po/index.html](http://www2.ed.gov/about/offices/list/om/fs_po/index.html) (アクセス日：2013年10月27日)
- 7) [http://www2.ed.gov/about/offices/list/om/fs\\_po/oii/intro.html](http://www2.ed.gov/about/offices/list/om/fs_po/oii/intro.html) (アクセス日：2013年10月27日)